



一般社団法人セーフインターネット協会

Safer Internet Association

---

## ネット上の誹謗中傷への対策

# 設立趣旨

- 一般社団法人セーフアーインターネット協会(SIA)は、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって、2013年に設立されました。
- SIAは、多くの人々がインターネットのもたらす恩恵を享受し、安心してインターネットを利用できる環境を実現するためには、インターネットのもたらす問題に対して民間主導で解決に取り組むことが不可欠だと考えます。
- こうした考えのもと、SIAでは、インターネットを悪用した犯罪や社会問題を、実効的に解決するための取り組みを展開しています。

# 会員構成

## ■ 正会員



ピットグループ

## ■ 賛助会員



## ■ 協力企業



# SIAが運営する二つのホットライン



**インターネット・  
ホットラインセンター**  
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN

<http://www.internethotline.jp/>

**2016年4月開始**

警察庁からの  
受託事業

(事業自体は2006年より開始)



**セーフライン**

<https://www.safe-line.jp/>

**2013年11月開始**

民間資金による  
自主的事業

# 誹謗中傷ホットライン（6月29日開始）


「誹謗中傷ホットライン」では、インターネット上で誹謗中傷被害を受けている個人の被害者から、誹謗中傷情報が掲載されたサイト情報等の相談を受け付け、内容を確認した後、コンテンツ提供事業者やプロバイダ等に、各社の利用規約に基づいた削除等の措置を依頼します。

相談受け付けは、立場の弱い個人を対象とし、原則として被害者本人からの相談のみを対象とします。

被害者が児童または就学中の場合には、保護者や学校関係者からの相談も対象となります。

URL : <https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>



- 誹謗中傷ホットラインとは**
- 誹謗中傷ホットラインはインターネット企業有志によって運営される一般社団法人セーフインターネット協会（SIA）が運営しています。
  - ネット上の誹謗中傷をあなたに代わり国内外のプロバイダに削除依頼の申請をいたします。
  - 誹謗中傷ホットライン運用ガイドライン  2020年06月29日発行（PDF, 268KB）

- 相談にあたって**
- 誹謗中傷に該当する情報の受け付け**  
「誹謗中傷」に該当する情報は、原則としてご本人またはその保護者の方（ご本人が児童の場合）及び学校関係者（ご本人が児童で就学中の場合）から受け付けています。事実確認のためにSIAからご連絡させていただく場合がありますので、氏名やEメールアドレスをご記入ください。また、**削除を求める投稿についての説明や対象投稿を特定するための情報（投稿のURL等）**をご記入ください。
  - ご相談いただいた内容の管理など**  
ご相談いただいた内容は厳格に管理し、削除依頼を行うための事実関係の把握にのみ用います。また、誹謗中傷ホットラインからサイト運営者に削除を依頼した際、削除依頼先のサイト運営者から本人確認のための情報を提供するように求められる場合がありますが、この場合には、改めて誹謗中傷ホットライン事務局より相談者様に情報を提供するかどうかを確認します。

# 権利侵害投稿等の対応に関する検討会

投稿の削除や発信者情報の開示に関して対応に苦慮しているプロバイダからの相談に応じ、適正で迅速な削除や任意開示の促進に寄与していく第三者機関の設置に向けて、専門家で構成される「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置。

## ■ 委員

穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
長瀬 貴志	山崎法律事務所 弁護士
丸橋 透	明治大学法学部 教授
森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
ほか調整中	

■ 事務局：一般社団法人セーフインターネット協会